

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

規制の名称： 圧縮水素充填設備設置給油取扱所における圧縮水素の充填及び給油のための停車スペースの共用化並びに液化水素昇圧ポンプを給油取扱所に併設する場合の技術上の基準の整備

規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 総務省消防庁危険物保安室

評価実施時期： 令和6年7月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時において、給油取扱所において圧縮水素充填設備を設置する施設の要望が想定されたが、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。

（事前評価時のベースライン）

本改正を実施しない場合、水素スタンドを給油取扱所に併設する際には、事業者は水素充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを区分けして整備する必要性が生じる。

また、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドについて、給油取扱所に併設することができない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価直後は、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかったが、近年では、GX新技術に係る科学技術の発展により、社会的影響が十分想定されているため、引き続き当該規制緩和は必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

現在、新規に水素スタンドを給油取扱所に併設する場合には、審査手数料に加えて、水素スタンドと給油取扱所の間にガソリン流出防止策等の費用（敷地の大きさや施工業者等によるが、7m×10mの敷地の場合、傾斜や溝等を設けるための費用として490万円程度（施工業者への聞き取り調査により確認）が発生することとなる。なお、事前評価時の価格（傾斜等を設けるための費用：300万円程度、溝等を設けるための費用：300万円程度）と差異が生じているが、当該費用は、工事を実施する業者や設置する土地の特徴等によって変動するものであり、そうした理由により生じた差異であると考えられる。

なお、市町村長等に対する設置又は変更許可の申請及び完成検査に係る審査に係る手数料については、当該地方公共団体が地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定める金額と同一の金額を条例で定めている場合、屋外給油取扱所1施設あたりに発生する費用は以下のとおりである。

- ・ 取扱所の設置許可申請に対する審査手数料 52 千円
- ・ 取扱所の設置許可に係る完成検査手数料 26 千円

- ・取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請に対する審査手数料 26 千円
- ・取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料 13 千円

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

水素充填と給油のための停車スペースの共用化及び液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドの給油取扱所への併設を行う場合、市町村長等には設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る費用が発生するが、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収されるため、乖離はない（上記参考）。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

停車スペースの共用化が可能となったことにより、事業者にとっては必要な敷地確保の負担が軽減されたとともに、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドを給油取扱所に併設することが可能になったことにより、高圧縮効率による省エネルギー化や省スペース化の効果があつたため、乖離はない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望まし

い。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

各施設の設置予定数や規模、施設を設置する地域により金銭価値は異なるため、本改正の効果について金銭価値化して把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

水素充填と給油のための停車スペースの共有化及び液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドの給油取扱所への併設が可能となることで、都市部など土地に余裕がない地域でも水素スタンドの増設が可能となり、ひいては燃料電池自動車の普及に寄与したと考えられるため、乖離はない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

水素スタンドの設置に当たっては、審査費用など一定の費用は発生するが、給油取扱所と水素スタンドの併設が可能になることで、新たな敷地を確保して溝等を設けるコストが削減でき、また、規制緩和前の従来の事業形態との選択が可能となり、事業者の経営判断の幅を広げることとなることから、便益が費用を上回るものと考えられ、本規制緩和は妥当であると言える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令
規 制 の 名 称： 圧縮水素充填設備設置給油取扱所における圧縮水素の充填及び
給油のための停車スペースの共用化並びに液化水素昇圧ポンプを
給油取扱所に併設する場合の技術上の基準の整備
規 制 の 区 分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担 当 部 局： 総務省消防庁予防課危険物保安室
評 価 実 施 時 期： 令和元年7月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
（現状をベースラインとする理由も明記）

水素スタンドを給油取扱所に併設する場合には、水素充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを区分けし、火災対策としてガソリンが水素充填のための停車スペースに流入しないように溝等を設けることとしている。また、今般、液化水素を液体のままポンプにより高圧に昇圧した後に気化させることで高圧の圧縮水素を製造する方法（液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンド）が実用化されたが、給油取扱所に設置することは想定されていない。

現在の規制を維持する場合、事業者は水素充填と給油のための停車スペースを区分けして整備し、敷地を確保する必要性が生じるとともに、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドを給油取扱所に併設することができない。これは継続的な課題であることから、現行の規制を維持する状況をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題発生の原因】

事業者は水素充填と給油のための停車スペースを区分けして整備し、敷地を確保する必要性が生じるとともに、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドを給油取扱所に併設することができないという課題がある。

【課題解決手段の検討】

現在区分けされている水素充填のための停車スペースと給油のための停車スペースの共有化及び新たな形態の水素スタンドの給油取扱所への併設のために必要な安全対策等を検討するため、消防庁では、有識者等から構成される「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」（座長 林光一青山学院大学名誉教授）において、調査・検討を行った。

その結果、次の安全対策を講ずる場合又は軽油のみを取り扱う固定給油設備である場合は、停車スペースを共用化することができる選択肢を設ける旨のとりまとめが行われ、必要な規定の整備を行うこととした。

- ① 水素充填のための停車スペースへのガソリンの流入防止対策
- ② 給油設備からのガソリン流出の防止・低減対策
- ③ 事故時における給油の緊急停止

また、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドについても、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずることなどにより、給油取扱所に併設することを可能とすることとした。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

現在、新規に水素スタンドを給油取扱所に併設する場合には、水素スタンドと給油取扱所の間に溝等を設けるための費用（敷地の大きさや施工業者等によるが、7m×10mの敷地の場合300万円程度）や審査手数料が発生する。今回の規制緩和による停車スペースの共有化を行う場合には、水素スタンドと給油取扱所の間に溝等を設ける必要はないが、審査手数料に加えて、ガソリン流出防止・低減対策等のために傾斜等を設けるための費用（敷地等の大きさや施工業者等によるが、7m×10mの敷地の場合300万円程度）が発生することとなる。

なお、市町村長等に対する設置又は変更許可の申請及び完成検査に係る審査に係る手数料については、当該地方公共団体が地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定める金額と同一の金額を条例で定めている場合、屋外給油取扱所1施設あたりに発生する費用は以下のとおりである。

- ・ 取扱所の設置許可申請に対する審査手数料 52千円

- ・ 取扱所の設置許可に係る完成検査手数料 26千円
- ・ 取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請に対する審査手数料 26千円
- ・ 取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料 13 千円

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

水素充填と給油のための停車スペースの共用化及び液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドの給油取扱所への併設を行う場合、市町村長等には設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る費用が発生するが、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収される（上記参考）。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

停車スペースの共用化が可能となることにより、事業者にとっては必要な敷地確保の負担が軽減される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

各施設の設置予定数や規模、施設を設置する地域により金銭価値は異なるが、上記の敷地確保にかかる負担の軽減及び省スペース化による効果が期待できる。また、事業者は、この水素充填と給油の停車スペースが共用化できる形態と従来の形態とが選択可能となるものである。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費

用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

停車スペースの共用化により、新たな敷地の確保やスペースの区分け等の整備費用をかけずに、水素スタンドを給油取扱所に併設することが可能となる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

水素充填と給油のための停車スペースの共有化及び液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドの給油取扱所への併設が可能となることで、都市部など土地に余裕がない地域でも水素スタンドの増設が可能となり、ひいては燃料電池自動車の普及に寄与するものと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2 ～ 4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ② 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

水素スタンドの設置に当たっては、審査費用など一定の費用は発生するが、給油取扱所と水素スタンドの併設が可能になることで、新たな敷地を確保して溝等を設けるコストが削減でき、また、規制緩和前の従来の事業形態との選択が可能となり、事業者の経営判断の幅を広げることとなることから、便益が費用を上回るものと考えられ、本規制緩和は妥当であると言える。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

危険物行政においては、基準や手続等の枠組みを必要最小限の範囲で国が定めることを基本としている。これは、危険物の規制は高度に技術的な内容を含んでいること、同一の危険物に対する規制に係る基準が自治体間で異なると関係事業者等に必要以上の負担を強いることになり経済活動の障害となるおそれ大きいこと等によるものであり、今回の規制についても同様の理由から、その制定主体を自治体に委ねることは適当ではない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

前述の「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、水素スタンドを併設する給油取扱所の実態に即して、本件の改正を行うものである。

○水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会
【https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento227.html】

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正危規則等の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認

められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

必要に応じてスペースの共有化及び新たな形態の水素スタンドの設置を行った事業者に、整備に要した費用等の聞き取りを行う。